

おうめEcoチャレンジ 夏の省エネ大作戦！参加者募集

毎日の暮らしの中で、「省エネ」を意識していますか？

省エネは、限りある資源を大切に用いてエネルギーを上手に使うということだけでなく、温室効果ガスの排出を減らし、地球温暖化対策にもつながっています。

市はゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素化社会の実現を目指しています。一人ひとりの小さな環境への配慮が、脱炭素社会の実現、気温上昇の抑制へとつながってきます。

この夏は、いつもより少しだけ省エネを意識して、地球にもお財布にも優しく過ごしてみませんか？

参加者の方には、多摩産材で作ったコースター等をプレゼントします！

取組期間 7月～9月

対象 市内在住で、令和3年7月1日以降同じ住所であること。また、世帯の構成人数が昨年と同数またはそれ以上であること。

募集世帯 50世帯

募集内容 取組期間に電気またはガスの使用量が前年同月よりも少なくなる月が1か月以上になるよう、省エネに取り組む。

結果報告 取組期間中の電気・ガスの使用量等を「取組結果報告書」に記入し、環境政策課に取り込む。

申し込み 7月15日までに電子申請（2次元コード参照）または電話で環境政策課管理係へ

※取組結果報告書は市ホームページ（記事ID：58226からダウンロード）または環境政策課窓口（市役所5階）で配布。

省エネ取組例 青梅省エネセルフチェックシート（記事ID：56391）を活用してください。

まで提出してください。3か月間の平均削減率が高かった上位3世帯へ表彰状を送付します。



「ごみ」の「ごまめな排出をお願いします

毎年夏ごろになると、各家庭からビン・カン・ペットボトルなどの飲料のごみが大量に排出されます。戸別収集では、ごみの量が大量になると収集全体に影響が出るため、排出する

際は、ため込まずごまめな排出をお願いします。また、排出する際は中を洗い、バケツや箱などの容器に入れて排出してください。容器の中のごみだけを回収しますので、袋には入り



小河内ダムからの放流に注意しましょう

小河内貯水池（奥多摩湖）では、台風や豪雨などの影響で大量の水を多摩川へ放流することがあります。川を利用している方などに放流を確実に知らせて危

険を回避するために、職員によるパトロールや、警報装置からのサイレンによる警告を行います。川の水が増えますので、サイレンが鳴るときは、川

消費者相談室から328 消費者ホットライン「188（いやや）」

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費者生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしたしまった」「お試し購入のはずが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか？

また、「新型コロナウイルス」が接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込むようにとの不審な電話がかかってきた」などの新型コロナウイルスに関連したトラブルや、「豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」などの災害に関するトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、原則毎日利用できます。ただし通話料がかかります。（相談は無料です）



消費者庁 消費者ホットライン
188イメージキャラクター「イヤヤン」

詳細は、消費者庁へ確認してください。
問い合わせ 市民安全課 市民相談係

コンピュータウイルスに注意！

令和4年 特殊詐欺被害発生状況 6件・約1千180万円（5月9日現在）

今年に入って、『Emotet』と呼ばれるコンピュータウイルスが爆発的に流行しています。さまざまな種類のコンピュータウイルスが存在していますが、感染してしまつと名前や住所、更にはクレジットカード番号等の個人情報流出してしまうおそれがあります。ウイルスの主な感染経路は、メールの添付ファイル、メールやSMSの本文中に記載されたリンクなどで、これらをよく確認せずに開くと、ウイルス感染や個人情報

を盗まれてしまう危険があります。

また、ウイルスによっては、感染したコンピュータとネットワークで接続されている他のコンピュータやサーバにも侵入を繰り返し、感染を拡大させる危険があります。メーカーの公式サイトや公式ストア以外の信頼できないサイト等から入手したアプリをインストールすることによつ

6月23日～29日は男女共同参画週間

「あなたらしい」を築く、「あたららしい」社会へ

令和4年度の男女共同参画週間では、ユース世代（15～20歳）を対象に、それぞれの個性と多様性を尊重し、自身の可能性を信じ、誰もが前向きに生きがいを感じられる社会を実現して

いくためのきっかけとなるキャッチフレーズを募集し、「あなたらしい」を築く、「あたららしい」社会へ、が選ばれました。

「男女共同参画社会」を実現するために、政府や地方公共団体だけでなく、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。市では、「青梅市男女平等推進計画」を策定し、啓発講座や広報活動などの施策を推進しています。

問い合わせ 市民活動推進課 市民活動推進係



固定資産税（家屋）の減額・減免制度

住宅改修に伴う減額 住宅の改修に伴う減額には、次の3種類があります。

▽住宅耐震改修
▽住宅バリアフリー改修
▽住宅省エネ改修

減額要件等の詳細は、市ホームページ（記事ID：1012）を参照ください。

災害で被害を受けた家屋に対する減免 土砂災害、水害、雪害、火災などの災害により、固定資産税が課税されている家屋に重大な被害があった場合は、その程度に応じて固定資産税・都市計画税が減免される制度があります。ただし、雨どいやガラスなどの軽微な破損は対象となりません。減免を受けるには、現地調査が必要となります。詳細は、市ホームページ（記事ID：1978）を参照ください。

問い合わせ 資産税課 係



未登記家屋はご連絡ください

登記申請をしていない建物で、課税の対象となる家屋（未登記家屋）を建てた場合は、ご連絡ください。

次の①②③をすべて満たす家屋は、面積や取得価格に関わらず課税対象となります。

①外壁が4辺中3辺以上あり、屋根がある。
②家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を果たす空間が形成されている。
③基礎が施工してある。

※基礎が施工してあるプレハブの物置等は課税対象

※カーポート、ウッドデッキ等は課税対象外

未登記家屋の所有者変更が、相続や売買等での変更となった場合は、市に届け出てください。

※未登記家屋は、法務局で所有者変更を行うことはできません。

未登記家屋を壊したら 未登記家屋の全部または一部を壊した場合は、所有者の住所・氏名・家屋調査済証に記載された番号（不明な場合は、所在地番・種類・構造・床面積等）をご連絡ください。

問い合わせ 資産税課 係